令和８年度

防災情報ネットワーク事業

会津南部地区データ転送装置設置工事

# 特　別　仕　様　書

東北農政局　阿武隈土地改良調査管理事務所

# 第１章　総則

令和８年度防災情報ネットワーク事業会津南部地区データ転送装置設置工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

# 第２章　工事内容

## １．目的

本工事は、国営造成土地改良施設の情報を防災情報ネットワークに転送するため、会津南部地区にデータ転送サーバの新設を行うものである。

## ２．工事場所

福島県大沼郡会津美里町穂馬地内

## ３．工事概要

本工事は、防災情報ネットワーク設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

（１）データ転送装置　　１式

## ４．工事数量

別紙 1 工事数量表のほか第 9 章設計、第 10 章構造及び製作に示すとおりである。

## ５．施工範囲

本工事の施工範囲は、本章第 3 項に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整並びに既設設備の撤去までの一切とする。

# 第３章　施工条件

## １．工程制限

据付工事は、令和 8 年 10 月 16 日から着手可能である。

## ２．工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

（１）工場製作の工事期間には、休日等 4 週 8 休を見込んでいる。

（２）現場据付の工事期間には、雨天、休日等 10 日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇である。

## ３．作業時間の制限

本工事の作業場所での施工は、午前 9 時から午後 5 時までを基本とするが、作業状況により時間延長が必要な場合は、施設管理者及び監督職員の了解を得て行うものとする。

## ４．工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙 2 により、工事の始期及び終

期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 227 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙 2 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（工事完了期限日）まで

### ５．据付工事にかかる留意事項

据付工事にあたっては、既設水管理設備及び既設防災情報ネットワーク設備（ネットワークカメラ等）を運用しながら実施することから、これらの運用に与える影響を最小限となるように細心の注意をもって施工すること。

## 第４章　現場条件

### １．既設設備等との受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

既設設備からのデータ受渡し方法は、本章第 4 項及び第 9 章設計による。

（１）電源

電源は、積算電力計盤のＭＣＣＢからＡＣ100V、50Hz の接続とする。

ただし、現状でネットワークカメラ設備（ルータ、ＯＮＵを含む）の電源として同ＭＣＣＢを使用しており、これを本工事で設置する無停電電源装置の電源として使用するものとして変更する。

なお、ネットワークカメラ設備の電源は、無停電電源装置から電源タップを用い供給するものとして接続を変更する。

### ２．搬入路

現場への搬入は、ライトバンによることを想定している。

### ３．第三者に対する措置

（１）騒音、振動対策

騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（２）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

（３）その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

### ４．既設設備とのデータ受渡し条件

防災情報ネットワークと既設設備とのデータ受渡しの基本条件は以下に示すとおりである。

（１）既設水管理システム（クラウドサーバ）

既設水管理システム（クラウドサーバ）とデータ転送サーバの接続は、インターネット（モバイルルータを経由）により行うものとする。

（２）防災中央データセンター

データ転送サーバと防災中央データセンターの接続は、第 10 章の 2 による。

### ５．安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3－2－2 一般事項、1．施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

## 第５章　提出図書等

### １．承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1－1－7 に示す実施仕様書、計算書及び詳細図等の提出は工事の始期から 30 日以内に提出するものとする。

また、承諾又は不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。

### ２．施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

## 第６章　仮設

### １．工事用電力

据付工事（撤去を含む）に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

## 第７章　貸与する資料等

### １．貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

（１）資料名

| 名　　称 | 備考 |
|---|---|
| 令和 6 年度防災情報ネットワーク事業<br>会津南部地区データ転送設計その他業務報告書 | |
| 令和 2 年度防災情報ネットワーク事業<br>会津南部地区ネットワークカメラ設置工事完成図書 | |

（２）貸与期間

工事契約から工事完成まで

（３）返納場所

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

（４）貸与条件

貸与資料については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

# 第８章　試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金)、通信回線使用料金は発注者において負担する。

# 第９章　設計

## １．一般事項

（１）受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第 7 章に示す貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

（２）土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

（３）耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。

（４）運転が確実で操作の容易なものとする。

（５）設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

## ２．設計諸元

（１）環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

| 項目＼機器区分 | 屋内機器 |
|---|---|
| 温度 | 5～40℃<br>［10～35℃］ |
| 相対湿度 | 30～80%<br>［40～80%］ |

注 1）温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

注 2）屋内機器とは、データ転送サーバ、無停電電源装置、収納デスク、モバイルルータ及びスイッチングハブ（L2）であり、［　］に示す値は汎用品について適用する。

（２）機器への供給電源

機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。

| 電源方式 | 電源仕様 |
|---|---|
| 交流電源方式 | ①相数・電圧　　単相 2 線　100V±10V<br>②周　波　数　　50Hz±3Hz |

注）非常用発電装置の周波数変動に対しても機器の性能、機能に影響を与えないものとする。

（３）管理対象施設及び管理項目

管理対象施設及び管理項目は、次のとおりとする。

| 管理対象施設名 | 管理項目 |
|---|---|
| 馬越頭首工 | 河川水位、雨雪量（10 分雨量、時間雨量、累加雨量） |
| 富川頭首工 | 河川水位 |

（４）機器相互のインタフェース

本工事で設置する機器相互のインタフェースは、第 10 章に示す各機器仕様のとおりとする。

（５）伝送路回線構成

伝送路回線及び対向方式は次のとおりとする。

なお、インターネットについては、回線、プロバイダともに契約済みである。

| 伝送区間 | 種別 | 構成 | 伝送速度 | 対向方式 |
|---|---|---|---|---|
| データ転送サーバ<br>～防災中央データセンター | ＮＴＴ<br>フレッツ光 | インターネット | 100Mbps | 1：N |
| 水管理設備（クラウドサーバ）<br>～データ転送サーバ | ＮＴＴ<br>フレッツ光 | インターネット | 100Mbps | 1：N |

（６）クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、サービス仕様、費用等が記されたサービス利用規約等を監督職員に示したうえで協議するものとし、受注者がサービス提供者と契約するものとする。

なお、利用にかかる費用については、協議のあった金額及び工事完了までの利用期間をもって契約変更により計上するものとする。

工事完了にあっては、契約名義を阿武隈土地改良調査管理事務所に変更するものとする。

### ３．データ転送設備の機能

防災情報ネットワーク事業で設置するデータ転送設備は、既設水管理設備から収集した観測データをデータ転送サーバにより、防災中央データセンターに転送するものである。

なお、これにかかる本工事の整備内容は第 10 章構造及び製作、第 11 章ソフトウェア仕様によるものとする。

### ４．停電対策

本工事で設置する設備の瞬時停電補償のため、図面に示す無停電電源装置を設けるものとする。

### ５．システムのセキュリティ確保対策

システム設計にあたっては、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則の通知について（平成 27 年 3 月 31 日訓令 4 号（平成 29 年 3 月 30 日一部改正））」に則ったシステム運用管理を行うことができるものとする。

## 第１０章　構造及び製作

### １．一般構造

（１）本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。

（２）本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。

（３）本設備は、共通仕様書（施）第 13 章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

（４）構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

### ２．システム概要

会津南部地区の防災情報ネットワーク設備は、馬越頭首工及び富川頭首工の有する防災情報を防災中央データセンターに転送するため、既設水管理設備から河川水位及び雨雪量の観測情報を収集するとともに、変換、転送を行うデータ転送設備を設置するものである。

本工事においては、既設水管理システム（クラウドサーバ）からインターネット（モバイルルータ経由）により諸量情報（河川水位及び雨雪量）を新設するデータ転送サーバにて受

信し、防災情報ネットワークが必要とするデータ形式（ＣＳＶファイル）に変換、並び替え及び所定のフォーマットへ項目の割り当て（以下、「ＣＳＶ変換等」という。）を行ったうえで、インターネットにより防災中央データセンターへ転送するものである。

## ３．機器仕様

機器の仕様については、以下のとおりとする。

（１）設置機器

設置する機器は下表のとおりであり、その仕様は１）から５）に示すとおりである。

| 機器名称 | 数量 | 区分 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| データ転送サーバ | １台 | 新設 | 収納デスク内に設置 |
| 無停電電源装置 | １台 | 新設 | 収納デスク内に設置 |
| モバイルルータ | １台 | 新設 | 収納デスク内に設置 |
| スイッチングハブ（L2） | １台 | 新設 | 収納デスク内に設置 |
| 収納デスク | １台 | 新設 | |

１）データ転送サーバ

①本体（ＰＣサーバ）

ア　プロセッサ
・Intel 社 Core i3-4330（3.5GHz、2 コア）相当以上のＣＰＵを 1 個以上搭載していること。
・x64 命令セット対応
・NX と DEP のサポート
・CMPXCHG16b、LAHF/SAHF 及び PrefechW のサポート
・第 2 レベルのアドレス変換（EPT 又は NPT）のサポート

イ　メモリ
・2ＧＢ以上実装していること。
・増設による拡張が可能なこと。
・ECC（誤り訂正符号）型又は同様のテクノロジ

ウ　内蔵ハードディスク
・物理容量が 250GB 以上ある SATA ディスク（7200rpm 以上）を 2 個以上搭載（実行容量 250GB 以上）していること。
・増設による拡張が可能であること。
・RAID コントローラで RAID1 構成とすること。
・ホットプラグに対応し、システムを停止せずに交換できること。

エ　インタフェース
・USB2.0 以上のポート 4 個以上備えること。
・1000BASE-T/100BASE-TX ポートを 1 個以上有していること。

オ　ディスプレイ
・LCD、17 型、1677 万色以上
・Super VGA（1024×768）又はそれ以上の解像度に対応しているグラフィックデバイス及びモニタ

カ　キーボード
・USB インタフェース、109 型、Windows 配列
・日本語 108/109 型

キ　マウス
・USB インタフェース、2 ボタン、光学式、ホイール付き

ク　電源
・無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。
・CSCI Silver 基準適合及び 80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。
・電源はＡＣ100Ｖ（50／60Ｈｚ）環境で利用できること。

ケ　光学ドライブ
・DVD－ROM 及び CD－ROM の読み込みに対応していること。

コ　記憶域コントローラとディスク領域の要件
・PCI Express アーキテクチャの仕様に準拠している記憶域アダプターを搭載すること。

サ　ネットワークアダプターの要件
・ギガビット以上の処理能力があるイーサネットアダプター
・PCI Express アーキテクチャの仕様への準拠
・Preboot Execution Environment（PXE）のサポート

②ソフトウェア等

ア　ＯＳ　・Windows Server 2025 Standard
・必要なライセンス及びメディアキットを用意すること。
イ　ウィルス対策　・ウィルス、スパイウェア等をリアルタイムでブロックできること。
・ウィルス、スパイウェア対策（検知、駆除）を自動で行うこと。
・ウィルス、スパイウェア対策の定義ファイルを自動又は手動でアップデートできること。
・サーバ内のファイルに対する改竄等のブロック及びアラート通知ができること。
ウ　ＵＰＳ管理　・指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。
・スケジュール運転やUPSの状態監視、ネットワーク経由での監視と制御などの機能を提供していること。
・設定等のインタフェースは、ブラウザ又は専用画面を使用して行えること。
・ネットワーク通信（TCP／IP）による接続が可能なこと。

③外部保存媒体
ア　保存容量　・補助記憶装置の保存できる容量を確保するものとする。
イ　インタフェース　・USB
ウ　保存媒体　・LT04以上またはRDXとする。

④付属品
・本体、ディスプレイの耐震バンド、ストッパー等

２）無停電電源装置
ア　定格　・連続
イ　冷却方式　・強制冷却
ウ　運転方式　・商用同期常時インバータ給電方式
エ　交流入力
相数　・単相２線
電圧　・ＡＣ100V±10V
周波数　・50Hz±2.5Hz
オ　交流出力
相数　・単相２線
電圧　・ＡＣ100V±10V
電圧精度　・定格電圧±3％以内
周波数　・50Hz
周波数精度　・定格周波数±1％以内（蓄電池運転時）
電圧波形歪率　・5％以下（線形負荷時）
定格容量　・1kVA
過負荷耐量　・製造者標準
定格負荷力率　・0.6遅れ
過渡電圧変動率　・±10％以内
出力回路数　・1回路以上
蓄電池
準拠規格　・JIS C 8702-1、JIS C 8702-2、JIS C 8702-3
形式　・小形制御弁式鉛蓄電池
期待寿命　・5年（25℃環境下）
停電補償時間　・10分間
電源切替方式　・無瞬断切替

３）モバイルルータ
モバイルルータについては、クラウドサービス適合品とし、既設水管理システムのクラウドサーバとの通信にあたっての認証に使用するものである。
なお、その仕様は以下のとおりとする。
ア　構造　・ユニット形

イ　ストレージ　・microSD カード又は SD カード
ウ　有線インタフェース　・LAN　1000BASE-T　4 ポート、WAN　1 ポート
・USB　USB2.0　2 ポート（type-A）
・シリアル　1 ポート
エ　無線インタフェース　・LTE、アンテナ外付 2 本
オ　対応プロトコル　・MQTT、HTTPS
カ　電源　・単相 AC100V
キ　セキュリティ機能　・アクセスコントロール　ユーザ認証／承認、システム使用通知、セッションロック
・使用コントロール　無線アクセス、デバイス認証、監査証跡
・データ完全性　転送データ改竄検知、保管データ改竄検知
・データ機密性　データ暗号化
・データフロー制限　情報フロー制御／パケットフィルタリング
・事象へのタイムリーな対応　インシデント応答
・ネットワーク　サービス不能攻撃防御
・リソースの可用性　バックアップとリカバリ
・アクセス制御　ホワイトリスト方式
・VPN 機能　IPsec VPN 機能（L2TPv2/IPsec、Ipsec トンネルモード）
ク　その他　・クラウドサービス適合品とする。

４）スイッチングハブ（L2）
ア　構造　・ユニット形
イ　通信速度　・10Mbps、100Mbps、1000Mbps
ウ　スイッチ容量　・5Gbps 以上
エ　準拠規格　・IEEE802.3　10BASE-T
・IEEE802.3u　100BASE-TX
・IEEE802.3ab　1000BASE-T
オ　パケットバッファー　・150KByte 以上
カ　ポート数　・6 ポート以上
キ　電源　・単相 AC100V±10V

５）収納デスク
ア　構造　・ＯＡデスク（収納タイプ）
イ　材質　・鋼製
ウ　収納機器　・データ転送サーバ、無停電電源装置、スイッチングハブ（L2）、モバイルルータ
エ　寸法　・600(W)×600(D)×700(H)程度
オ　機能　・汎用品（前扉・後扉、鍵付き、放熱ファン付）
カ　付属品　・フリーアクセスフロア用架台（フリーアクセス高Ｈ＝200mm）
・アンカーボルト、ボルト、ナット等

# 第１１章　ソフトウェア仕様

## １．水管理システム（クラウドサーバ）

（１）水管理システム（クラウドサーバ）内ソフトウェアの改造

水管理システム（クラウドサーバ）の有する情報のうち、第 9 章の 2（3）に示す情報について、データ転送サーバに出力する。

なお、出力は毎正時を基準として 10 分間隔で行うものとする。

これにかかる管理項目は別紙 3 に示すとおりである。

（２）伝送経路

既設水管理システム（クラウドサーバ）とデータ転送サーバの接続は、インターネット（モバイルルータ経由）による。

なお、モバイルルータは固有のＩＤ、パスワードにより認証されたものとする。

## ２．データ転送サーバ

（１）データ転送サーバのシステム機能

１）データ受信機能の設定

水管理システム（クラウドサーバ）が出力した計測情報を受信する機能を設定する。

２）時刻管理

インターネットから基準時刻を取得し、時刻同期管理を行う。

３）ＣＳＶファイルの作成

既設水管理システム（クラウドサーバ）から受信した情報について「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムＣＳＶ作成手順書」（以下、「ＣＳＶ作成手順書」という。）に基づき、ＣＳＶ変換等を行う。ＣＳＶファイルは「最新データ（計測値）」について作成する。

４）共有 DISK の設定

受注者は、「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」（以下、「設定手順書」という。）又は「システム操作マニュアル運用管理者編」に記載されているディレクトリ構成に従って共有 DISK を設定する。

５）データ格納機能

４）で設定した共有 DISK に作成したＣＳＶファイルを格納する機能を設けるものとする。

６）データ確認機能

１）～５）についてデータ確認するため、ディスプレイで表示確認する機能を設けるものとする。なお、データベース化及びバックアップ機能は不要とする。

（２）データ転送プログラムのインストール及びネットワーク設定

１）データ転送プログラムのインストール

データ転送プログラムを「設定手順書」に従いインストールし、データ転送機能を実装する。

２）データ転送プログラムのネットワーク設定

「設定手順書」に基づき、防災中央データセンターとの通信設定を行う。

## ３．ルータの設定変更

ルータは、既設機器を使用するものとする。

ただし、既接続であるネットワークカメラ、ネットワーク対応計装用ロガーに加え、本工事で設置するデータ転送サーバを同機器に接続するものとして設定変更を行うものとする。

## ４．ソフトウェアの著作権

本工事で製作（以下、「開発」という。）されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

（１）新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

（２）発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

# 第１２章　据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

## １．一般事項

据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 8 節及び第 10 節並びに第 13 章 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

## ２．電気通信設備

（１）設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配置する。

（２）機器類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、耐震設計にあたっては、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144)」を使用するものとし、耐震クラスはＳクラスとする。

（３）電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

（４）電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

（５）データ転送サーバ等は、地震時における移動の事故を防止するため、監督職員の承諾を受け、設備（架台を含む）と床を金具で固定するとともに、設備内及び設備上の機器をバンドやストッパーで固定するものとする。

（６）収納デスク設置にあたって、既設操作 PC、プリンタ（ともに操作卓を含む。以下、同様とする。）が支障となる場合については、必要な範囲において移動させるものとして監督職員と協議するものとする。なお、既設操作 PC、プリンタの移動が困難である場合は収納デスク設置位置を変更するものとして監督職員と協議するものとする。

## ３．据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第 2 章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（１）規格及び品質

１）電線及び電線管等

①電線等

| | |
|---|---|
| 600V ポリエチレンケーブル　600V CV | JIS C 3605 |
| 600V ビニル絶縁電線　IV | JIS C 3307 |
| LAN 用ケーブル　カテゴリ 5e | JIS X 5150 |

（２）見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

| 材料名 | 提出物 |
|---|---|
| 電線等 | カタログ等 |
| アンカーボルト | カタログ、試験成績書 |

### ４．工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に１部を備え付けなければならない。

### ５．既設配線等の撤去

本工事に伴い、撤去する配線は図面に示すとおりである。

なお、これ以外に撤去が必要な配線、機器等が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第１３章　総合試運転調整

### １．総合試運転調整

総合試運転調整として、データ転送サーバと防災中央データセンター間の接続対向試験を実施する。

接続対向試験の詳細は、監督職員の指示による。

## 第１４章　施工管理

### １．主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

### ２．施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### ３．工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準別表第２撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト)」に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

・「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト)」
https://www.cryptrec.go.jp/list.html　参照。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

１）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施工管理基準別表第２撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案)」にするものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に、チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

・チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア

https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php　を参照。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

**４．工事現場等における遠隔確認について**

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、別紙４「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

（３）農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。

（４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

## 第１５章　条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

（１）設計諸元等条件変更に係るもの

（２）関係機関との調整に係るもの

（３）不可抗力によるもの

（４）法、基準の改正に係るもの

（５）工事数量に変更が生じた場合

（６）設備の機能上、必要な既設機器の改造等が生じた場合

（７）設置済みの防災情報ネットワーク設備について更新等が必要となった場合
（８）新たに撤去が必要な設備が生じた場合
（９）除雪等が必要になった場合
（１０）労働者の確保、資材調達困難等により工期変更が必要になった場合
（１１）歩掛調査、諸経費動向調査等の公共事業関係調査の対象工事となった場合
（１２）その他本仕様書に定めないもの

## 第１６章　公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合は、協力しなければならない。

## 第１７章　その他

### １．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1－1－28 及び第 1 章 1－1－30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部
・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### ２．配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

### ３．契約後ＶＥ提案

（１）定義

「ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（２）ＶＥ提案の意義及び範囲

１）ＶＥ提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

２）ただし、次の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３）ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、（２）のＶＥ提案を行う場合、次に掲げる事項をＶＥ提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 6）の様式 6－1～様式 6－4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
④発注者が別途発注する関連工事との関係
⑤工業所有権を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、ＶＥ提案を契約締結の日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４）ＶＥ提案の適否等

１）発注者は、ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 6）の様式 6－5 により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

２）また、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

３）ＶＥ提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

４）発注者は、ＶＥ提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

５）発注者は、ＶＥ提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

６）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

７）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

８）発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記６）のＶＥ管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注

者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）ＶＥ提案書の使用

発注者は、ＶＥ提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

## ４．工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（５）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

## ５．地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工

事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（２）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

（４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更実施計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

（７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

（８）疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## ６．共通仮設費率分の適切な設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

（２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

（４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

（７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## ７．現場環境の改善の試行

（１）本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、（２）１）①～⑥の設備・機能を満たすものとする。

（２）本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

１）内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

①洋式（洋風）便器

②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

③臭い逆流防止機能

④容易に開かない施錠機能

⑤照明設備

⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

⑨サニタリーボックス

⑩鏡と手洗器

⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

⑫便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

⑬擬音装置（機能を含む）

⑭着替え台

⑮臭気対策機能の多重化

⑯室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

## ８．週休２日による履行実績取組証明書の発行

（１）本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（２）「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5％（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

（４）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率 28.5％(８日/28 日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

## ９．熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

１）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

２）工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

３）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法

を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。

なお、ＷＢＧＴを用いる場合は、ＷＢＧＴが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※補正係数：1.2

## １０．総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

（１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

## １１．CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

## １２．令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

（１）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

（２）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「６．社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

［事業（務）所長用］

【被災農林漁家の就労機会の確保】
□令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
□令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
□令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

## １３．工事の実施における情報セキュリティの確保

工事実施にあたっては、情報セキュリティの確保のため、別紙 5 に示す措置を講じなければならない。

## 第１８章　定めなき事項

（１）契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

（２）この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙１

# 工　事　数　量　表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 機器単体費 | | | | |
| １．水管理設備工 | | | | |
| （1）情報処理設備工 | | | | |
| データ転送サーバ | ＰＣサーバ、付属品含む | 台 | 1.000 | |
| データ転送サーバソフトウェア | データ受信、ＣＳＶ変換等プログラム | 式 | 1.000 | |
| 無停電電源装置（汎用UPS）　入力:単相100V | 単相2線　100V　1kVA | 台 | 1.000 | |
| モバイルルータ | ユニット型 | 台 | 1.000 | |
| スイッチングハブ（L2） | ユニット型 | 台 | 1.000 | |
| 既設水管理システム改造 | クラウドサーバ上ソフトウェアの改造 | 式 | 1.000 | |
| 収納デスク | ＯＡデスク（フリーアクセスフロア用架台を含む） | 台 | 1.000 | |
| 直接工事費（共通仮設費対象） | | | | |
| １．運搬工 | | | | |
| （1）運搬工 | | | | |
| 運搬工 | | 式 | 1.000 | |
| ２．水管理設備据付工 | | | | |
| （1）情報処理設備工 | | | | |
| データ転送装置据付・調整工 | | 式 | 1.000 | |
| 既設水管理システム調整工 | | 式 | 1.000 | |
| 収納デスク据付工 | | 式 | 1.000 | |
| 配線工 | | 式 | 1.000 | |
| 配線機器等設置工 | | 式 | 1.000 | |
| 総合試運転調整 | | 式 | 1.000 | |
| ３．撤去工 | | | | |
| （1）撤去工 | | | | |
| 既設配線撤去工 | | 式 | 1.000 | |

（別紙２）

# 工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
　　○○　○○　　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

| | |
|---|---|
| 工　　事　　名 | ○○○○工事 |
| 工　事　場　所 | ○○県○○市○○ |
| 契約予定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 工 事 の 始 期 | 令和　　年　　月　　日 |
| 工　　期 | 工　事　の　始　期　から<br>（○○○日間）<br>令和　　年　　月　　日　まで |

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙３

【馬越頭首工】

# 管理項目表

本工事によるシステム改造対象 ▼

| 局名（施設名） | 施設区分 | 管理項目 | データ量 台数 | データ量 1台当りデータ量 | データ量 合計 | データ入出力受渡し条件 入出力信号 | 桁数 | 最小単位 | 計測範囲 | 伝送方式 直送 | 搬送 TM | 搬送 TC | 搬送 向き | 現場（機側） 表示 ディジタル（数値） | 表示 アナログ（計器形） | 表示 ランプ（表示灯） | 操作・制御 手動操作 | 操作・制御 手動設定値制御 | 操作・制御 自動制御 | 監視・制御装置（OA-PC） 表示 | 操作・制御 手動制御 | 操作・制御 手動設定値制御 | 操作・制御 定数設定 | クラウドデータ転送 | 携帯電話・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等 表示 | 携帯電話・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等 クラウドデータ転送 | クラウドサーバ 演算処理 演算処理 | 演算処理 集計値処理 | 自動制御処理 自動制御処理 | 自動制御処理 制御量演算処理 | 異常・故障処理 警報 | 異常・故障処理 メール | 記録処理 日報記録 | 記録処理 月報記録 | 記録処理 故障・通報警報記録 | 記録処理 操作記録 | ガイダンス処理 | その他の処理 変換 | その他の処理 演算 | その他の処理 積算 | その他の処理 予測 | メール配信 | データ転送サーバへの出力 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 馬越頭首工 | 頭首工 | 河川水位 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 5 | 0.01m | 263.00～274.30m | | ○ | | → | | △ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| | | 河川水位状態 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 上限値以上 |
| | | 水位計異常 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 異常 |
| | | 雨雪量 | 1 | 1 | 1 | パルス | 3 | 1mm | 000～999 | | ○ | | → | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○注1 | |
| | | 雨雪量（積算値） | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | ○注1 | |
| | | 大川取水ゲート開度 | 3 | 1 | 3 | DC4～20mA | 3 | 0.01m | 0.00～2.20m | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | No.1～3 |
| | | 大川取水ゲート制御 | 3 | 3 | 9 | 接点 | | | | | | ○ | ← | | | | △ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 開・閉・停 |
| | | 大川取水ゲート状態 | 3 | 6 | 18 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 全開・全閉・開中・閉中・過負荷・故障 |
| | | 大川取水ゲート状態　操作場所 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | 機側・遠隔・遠方 |
| | | 大川取水目標ゲート開度の設定 | 3 | 1 | 3 | BCD | 3 | 0.01m | 0.00～2.20m | | | ○ | ← | | | | | △ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 右岸土砂吐ゲート開度 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 4 | 0.01m | 0.00～11.30m | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 右岸土砂吐ゲート制御 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | | ○ | ← | | | | △ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 開・閉・停 |
| | | 右岸土砂吐ゲート状態 | 1 | 6 | 6 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 全開・全閉・開中・閉中・過負荷・故障 |
| | | 右岸土砂吐ゲート状態　操作場所 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | 機側・遠隔・遠方 |
| | | 右岸土砂吐目標ゲート開度の設定 | 1 | 1 | 1 | BCD | 4 | 0.01m | 0.00～11.30m | | | ○ | ← | | | | | △ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 左岸土砂吐ゲート開度 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 4 | 0.01m | 0.00～11.30m | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 左岸土砂吐ゲート制御 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | | ○ | ← | | | | △ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 開・閉・停 |
| | | 左岸土砂吐ゲート状態 | 1 | 6 | 6 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 全開・全閉・開中・閉中・過負荷・故障 |
| | | 左岸土砂吐ゲート状態　操作場所 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | 機側・遠隔・遠方 |
| | | 左岸土砂吐目標ゲート開度の設定 | 1 | 1 | 1 | BCD | 4 | 0.01m | 0.00～11.30m | | | ○ | ← | | | | | △ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | TM・TC子局装置 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 故障 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | | 69 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注１　防災情報ネットワークとして扱う10分雨量については雨雪量又は雨雪量（積算値）をもとに10分単位の積算値を演算するものとする。ただし、当該演算をクラウドサーバにおいて実施するか、データ転送サーバにおいて実施するかについては監督職員の承諾を得るものとする。

別紙３

【富川頭首工】

# 管理項目表

本工事によるシステム改造対象 ▼

| 局名（施設名） | 施設区分 | 管理項目 | データ量 台数 | データ量 1台当りデータ量 | データ量 合計 | データ入出力受渡し条件 入出力信号 | 桁数 | 最小単位 | 計測範囲 | 伝送方式 直送 | 搬送 TM | 搬送 TC | 搬送 向き | 現場（機側） 表示 ディジタル（数値） | 表示 アナログ（計器形） | 表示 ランプ（表示灯） | 操作・制御 手動操作 | 操作・制御 手動設定値制御 | 操作・制御 自動制御 | 監視・制御装置（OA-PC） 表示 | 操作・制御 手動制御 | 操作・制御 手動設定値制御 | 操作・制御 定数設定 | クラウドデータ転送 | 携帯電話・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等 表示 | 携帯電話・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等 クラウドデータ転送 | クラウドサーバ 演算処理 演算処理 | 演算処理 集計値処理 | 自動制御処理 自動制御処理 | 自動制御処理 制御量演算処理 | 異常・故障処理 警報 | 異常・故障処理 メール | 記録処理 日報記録 | 記録処理 月報記録 | 記録処理 故障・通報警報記録 | 記録処理 操作記録 | ガイダンス処理 | その他の処理 変換 | その他の処理 演算 | その他の処理 積算 | その他の処理 予測 | メール配信 | データ転送サーバへの出力 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富川頭首工 | 頭首工 | 河川水位 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 5 | 0.01m | 193.80～200.60m | | ○ | | → | | △ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ | |
| | | 河川水位状態 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 上限値以上 |
| | | 水位計異常 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 異常 |
| | | 取水流量（瞬時値） | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 3 | 0.01m3/s | 0.00～4.50m3/s | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 取水流量（積算値） | 1 | 1 | 1 | パルス | | | | | ○ | | → | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 流量計異常 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 異常 |
| | | 富川取水<br>ゲート開度 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 3 | 0.01m | 0.00～2.90m | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 富川取水<br>ゲート制御 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | | ○ | ← | | | | △ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | 開・閉・停 |
| | | 富川取水<br>ゲート状態 | 1 | 6 | 6 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 全開・全閉・開中・閉中・過負荷・故障 |
| | | 富川取水<br>ゲート状態　操作場所 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 機側・遠隔・遠方 |
| | | 富川取水<br>目標ゲート開度の設定 | 1 | 1 | 1 | BCD | 3 | 0.01m | 0.00～2.90m | | | ○ | ← | | | | | △ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土砂吐<br>ゲート開度 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 3 | 0.01m | 0.00～6.80m | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土砂吐<br>ゲート制御 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | | ○ | ← | | | | △ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | 開・閉・停 |
| | | 土砂吐<br>ゲート状態 | 1 | 6 | 6 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 全開・全閉・開中・閉中・過負荷・故障 |
| | | 土砂吐<br>ゲート状態　操作場所 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 機側・遠隔・遠方 |
| | | 土砂吐<br>目標ゲート開度の設定 | 1 | 1 | 1 | BCD | 3 | 0.01m | 0.00～6.80m | | | ○ | ← | | | | | △ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 洪水吐<br>ゲート開度 | 1 | 1 | 1 | DC4～20mA | 3 | 0.01m | 0.00～6.80m | | ○ | | → | △ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 洪水吐<br>ゲート制御 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | | ○ | ← | | | | △ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | 開・閉・停 |
| | | 洪水吐<br>ゲート状態 | 1 | 6 | 6 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 全開・全閉・開中・閉中・過負荷・故障 |
| | | 洪水吐<br>ゲート状態　操作場所 | 1 | 3 | 3 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 機側・遠隔・遠方 |
| | | 洪水吐<br>目標ゲート開度の設定 | 1 | 1 | 1 | BCD | 3 | 0.01m | 0.00～6.80m | | | ○ | ← | | | | | △ | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | TM・TC子局装置 | 1 | 1 | 1 | 接点 | | | | | ○ | | → | | | △ | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | 故障 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | | 49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙４

# 工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

## １　総則

### １－１　目　的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声をWeb会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

### １－２　対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

### １－３　適　用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

## ２　機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

## ３　遠隔確認の実施

### ３－１　施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（１）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（２）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

（３）実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

３－２　事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

３－３　遠隔確認の実施

（１）資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

（２）確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

（３）確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

（４）結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

４　遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ＡＳＰ）等を活用して監督職員に提出する。

５　留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

（１）受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

（２）長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

（３）受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

（４）受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

（５）動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

（６）電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

（７）本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

６　工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

| 記　載　例 |
| --- |
| 当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。<br><br>問合せ先：〇〇工事責任者　現場代理人氏名、連絡先 |

７　フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

８　積算

（１）積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事実施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

（２）機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１　代表的な機器の耐用年数

| 機器等の名称 | 耐用年数 |
| --- | --- |
| カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト | ５年 |
| ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード | 10 年 |

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

別紙５

１．情報セキュリティポリシーの遵守

（１）受注者は、発注者から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27 年農林水産省訓令第４号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本工事に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本工事に関する影響分析を行うこと。

（２）受注者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。

（３）受注者は、本工事の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

２．工事の実施における情報セキュリティの確保

２－１．受注者は、本工事の実施に当たって、以下の措置を講ずること。

（１）本工事を実施する上で知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本工事以外の目的で利用しないこと。

（２）本工事に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。

（３）本工事に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本工事実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。

（４）本工事において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。

（５）農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第１項第２号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、発注者からの要求があった場合は、受注者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。

（６）本工事において、発注者が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。

（７）本工事において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、発注者に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受注者が負担すること。

２－２．受注者は、契約期間を通じて以下の措置を講ずること。

（１）情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。

ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持

イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御

ウ ログの取得・監視

エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し

（２）本工事における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。

（３）本工事において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに本工事の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。

（４）私物（本工事の従事者個人の所有物等、受注者管理外のものをいう。）の機器等を本工事に用いないこと。

（５）本工事において取り扱う情報が不要となった場合、発注者の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を発注者に書面で報告すること。

（６）再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を発注者へ提供すること。

２－３．受注者は、契約期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

（１）本工事の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。

（２）成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。

（３）本工事において取り扱われた情報を、発注者の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を発注者に書面で報告すること。

２－４．受注者は、情報セキュリティの観点から特別仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、発注者に報告し、協議の上、対策を講ずること。

令和８年度
防災情報ネットワーク事業
会津南部地区データ転送装置設置工事

# 図　面　目　録

| 図面番号 | 図　面　名　称 | 枚数 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 位置図 | 1 | |
| 2 | システム構成図（１／２） | 1 | |
| 3 | システム構成図（２／２） | 1 | |
| 4 | 全体配置図 | 1 | |
| 5 | 機器外形図 | 1 | |
| 6 | 配線系統図 | 1 | |
| 7 | 撤去図（１／２） | 1 | |
| 8 | 撤去図（２／２） | 1 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | 8 | |